

個人情報及び肖像権に関わる取扱いについて

個人情報保護法の施行に伴い、宮崎県高等学校体育連盟（以下、本連盟）は、主事業である高等学校におけるスポーツの普及・振興を図るうえで、個人情報及び肖像権の保護が重要であると認識し、この方針を定め、本連盟加盟校及び関係者に周知徹底するとともに、確実に実行することとする。

1 本連盟の個人情報及び肖像権の保護方針の目的

確実な個人情報及び肖像権の保護を実現し、加盟校生徒及びその保護者への継続的な安心を提供する。

2 個人情報とは

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる全ての情報をいう。具体的には氏名、性別、生年月日、住所、身長、体重等とする。

3 個人情報及び肖像権の取り扱いについて

本連盟は、個人情報及び肖像権の取扱いについて、適切かつ慎重に取り扱う。

（1）個人情報の収集について

個人情報を収集する際には目的を明確にし、その達成のために必要な限度において、適正かつ公平な手段を用いる。なお、本連盟で取り扱う個人情報の目的は以下の通りである。

- ①加盟校における運動部の指導者・参加生徒の参加資格、状況把握のため。
- ②本連盟の主催競技大会を開催するため。
- ③全国高等学校体育連盟・九州高等学校体育連盟が主催・共催・後援する大会に参加するため。
- ④大会競技結果の記録・管理を行うため。
- ⑤行政機関の求めに応じ、個人情報を統計的に処理するために必要な業務、または各補助金事業を行うため。
- ⑥組織運営上必要な文書の郵送・電話・メール等での連絡のため。なお、上記については加盟校卒業後の生徒に関しても必要に応じ利用することがある。

（2）肖像権の取扱いについて

- ①大会本部に認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。
- ②大会本部に認められた報道機関等が撮影した映像が、録画放映及びインターネット等に配信されることがある。また、DVD等に編集され、配布されることがある。
- ③その他、大会本部の許可に基づき、許可を受けた写真撮影企業等によって撮影された写真等が公開及び販売されることがある。※大会会場に会場した場合には本規程に承諾したものとみなします。

（3）個人情報の利用について

個人情報を収集する際には、加盟校を通じて生徒・保護者が同意を与えた目的範囲内で利用する。

（4）個人情報の提供及び委託について

個人情報を第三者に提供または委託する場合は加盟校生徒・保護者が同意を与えた収集目的の範囲内でこれを行う。

4 安全対策の実施について

本連盟は、個人情報保護の正確性および安全性の確保に努める。

5 加盟校生徒・保護者の権利の尊重

本連盟は、加盟校生徒・保護者の権利を尊重し、開示・訂正、削除、又は利用もしくは提供の拒否を求められた時は、速やかにかつ確実に応じる。

宮崎県高等学校体育連盟が公表を考えている個人情報

1 情報の種類

- | | |
|-------------|--|
| (1) 大会要項 | 役員・審判員・発表者の氏名・所属名 |
| (2) 大会プログラム | 生徒の氏名・学校名・学年・性別・ポジション
(競技によっては身長・体重) |
| (3) 大会結果 | 生徒の氏名・学校名・学年・性別・記録等 |
| (4) 選手団名簿 | 役員・監督等の競技種目・氏名・所属名
生徒の氏名・学校名・競技種目・学年・性別 |
| (5) 写真の掲載 | 生徒の氏名・学校名・競技種目・学年・性別・記録 |

2 使用の目的

- | | |
|-------------|--|
| (1) 大会要項 | 大会や講演会・研修会等の開催のため |
| (2) 大会プログラム | 大会等開催の案内や紹介のため |
| (3) 大会結果の公表 | 報道機関への提供や高体連関係冊子への掲載のため |
| (4) 選手団名簿 | 選手団名簿の作成や報道機関への提供のため |
| (5) 写真の掲載 | 高体連年報及びホームページへの掲載、広報活動全般のため
県教育委員会への情報提供のため |

大会（練習等）の動画等を投稿するうえでの注意

- 1 主催者が認めている特定の方のみ動画の撮影・投稿ができます。
主催者は、どこに（Youtube、X等）、誰が（認めている方の名前）投稿するのかを要項等に明記してください。
- 2 主催者が認めた場合でも、他の観客の肖像権やその他著作物が動画等に含まれていないか十分注意することも必要です。主催者は、観客（保護者等）や撮影をしている方にも周知する必要があります。（チラシやアナウンスでの周知）

他者の著作権を侵害した場合、民事上の責任として差し止め請求や損害賠償請求を受ける可能性があります。刑事上の責任としては10年以下の懲役または1,000万円以下の罰金を科される法的責任を負います。